

換価の猶予申請書

豊田市長 様

5 年 6 月 20 日

豊田市市税条例第13条第2項の規定により、下記のとおり換価の猶予の申請をします。

申請者	住(居)所又は所在地			豊田市西町3-60			
	氏名又は名称			豊田 太郎			
換価の猶予を受けようとする金額	科目	年度	区分	通知書番号	期(月)	未納額(円)	
				※明細については、別紙換			
	合 計(法律による金額)						円
換価の猶予を受けようとする期間				6 年 7 月 1 日 から 6 年 12 月 31 日 まで			
納付(納入)すべき徴収金				※明細については、別紙納付(納入)すべき徴収金明細書のとおり			
該 当 条 項				地方税法第15条の6第1項			
徴収金を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細				<p style="text-align: center;">転職して給料が減ってしまい、納期限どおりの納付を行うと生活の維持が困難となるため。</p>			
納 付 計 画				<input checked="" type="checkbox"/> 有(別紙納付計画書のとおり) <input type="checkbox"/> 無			
担 保 提 供				<input checked="" type="checkbox"/> 有(本税100万円超かつ猶予期間3か月超) <input type="checkbox"/> 無 土地、建物、保証人 など			
<備 考 (添付書類等)> 財産目録、給与明細コピー、通帳コピー							

○猶予期間は最大12か月間。
 ○納期限を迎える前に申請する場合、猶予開始日は最初に迎える納期限の翌日を記入。納期限を過ぎて申請する場合、猶予開始日は申請日と同日を記入
 (例) 5年6月30日に納期限を迎える市税の猶予を6月30日以前に申請する場合
 → 猶予開始日は5年7月1日
 (例) 5年6月30日に納期限を迎える市税の猶予を7月1日以降に申請する場合
 → 猶予開始日は申請日と同日